

令和2年度裾野市農業委員会1月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後1時30分から午後2時0分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

| 農業委員 | | | | 農地利用最適化推進員 | | | |
|------|-------|--------|-------|------------|-------|----|-------|
| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
| 1 | 杉山 守正 | 7 | 鈴木 知華 | 東 | 飯塚 邦彦 | 富岡 | 勝又 一郎 |
| 2 | 志村 重利 | 8 | 渡邊 博美 | 東 | 市野 哲也 | 富岡 | 眞田 孝三 |
| 3 | 庄司 健一 | 9 | 大庭 清宏 | 西 | 大庭 義文 | 富岡 | 杉本 義明 |
| 4 | 勝又 和一 | 10 | 渡邊 光枝 | 深良 | 勝又 俊博 | | |
| 5 | 柏木 一男 | 11 | 杉山 克己 | 深良 | 宮崎 慎一 | | |
| 6 | 杉山 邦利 | 12(会長) | 岡田 廣正 | | | | |

4. 欠席委員

| | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|
| 須山 | 中村 偉文 | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

| | | | |
|---|-------|---|-------|
| 2 | 志村 重利 | 3 | 庄司 健一 |
|---|-------|---|-------|

第3 議事

- (1) 報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第15号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第33号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第34号 相続性の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 志村重利委員、3番 庄司健一委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第14号について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議長 　質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。

次に、報第15号　農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第15号　農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第15号について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議長 　質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思
います。

次に、議第33号　農地法第3条の規定による許可申請の裁定について　番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第33号　農地法第3条の規定による許可申請の裁定について　番号1

(議案朗読・投影写真による説明)

議長 　続きまして、地区担当委員　推進委員　勝又一郎委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員

申請地はトヨタ自動車東富士研究所から南西に約400mのところ
に位置します。

申請地は調整区域内の農地です。地目の現況は、266番から270番1
までの4筆が畑、270番5から270番7までの3筆が田になります。
面積は7筆合計で4,677㎡です。

申請地は、平成11年に渡人が相続により取得しましたが、渡人には
農業後継者がなく、今後、耕作をしていくことが難しくな
ったことから売却等を考えていたところ、今回の申請地が
自宅周辺の農地であったこと、今後の経営拡大を考
えていた受入との間で話がまとまり、申請に至った
ものです。

耕作は受入と受入の妻、息子夫婦の4人で行います。

受入は中核農業者（耕種部会）として長年の農業経験があり、
経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に
問題はないと思われます。

申請地取得後の経営農地は9,114㎡で、下限面積を満
たしています。通作にかかる時間は、徒歩1分程度
です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されていま
す。また従事日数の基準や地域との調和についても
問題ありません。

計画によると、水稻、及び露地野菜を作付する予
定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま
す。ご審議のほどお願いします。

議長 　ただ今の議第33号　番号1について質疑等
がありましたら、お願いします。

（質問、意見等　なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全員一致で決定することに決定します。
次に、議第33号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第33号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡中学校から南西に約250mのところのところに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は1,242㎡で、地目は登記簿・現況共に畑です。
申請地は、平成13年に渡人が相続により取得しましたが、高齢のため今後、耕作していくことが難しくなったことから、芝と水稻を中心に作付けを行っている受人との間で話がまとまり、申請に至ったものです。
耕作は受人と受人の家族が行いますが、20年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。
農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。
申請地取得後の経営農地は46,643㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、車で10分程度です。
他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。
耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第33号 番号2について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願い

します。

地区担当委員

願出地は、富沢地区内に8か所、桃園地区内に1か所あり、国道246号、及び東名高速道路の周辺に位置します。

面積は25筆の合計で16,191.3㎡になります。

地目は田、及び畑です。

現況、イチゴ、水稻、大和芋、露地野菜、果樹、花木の作付けが行われており、適正に管理されております。

願出人は、被相続人の長男で、年齢は66歳、職業は農業です。

願出人は、昭和63年に生前贈与により農地を取得し、以後、贈与税の納税猶予を受け農業を続けてきました。

本年4月、被相続人が死去されましたが、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地は、みなし相続財産として相続税の対象となることから、改めて、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、今回、適格者証明を申請するものです。

願出地では、引き続きイチゴ、水稻、大和芋、露地野菜、果樹、花木を作付する計画です。耕作は、願出人と家族で行います。

願出地は、耕作に関して特段の支障はないものと思われます。

願出人は認定農業者として農業経営を行っており、引き続き耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思っておりますので、ご審議をよろしく願います。

ただ今の、議第34号 番号1について質疑等がありましたら願います。

議 長

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和2年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。

令和3年1月12日 (会議録署名人)

2番署名人 志村重利

3番署名人 庄司健一